

# 持続的生産強化対策事業実施等要綱

制定 令和8年4月7日付け7畜産第2572号

農林水産事務次官依命通知

## 第1 通則

持続的生産強化対策事業交付金（以下「交付金」という。）の実施及び交付に関する手続については、本実施等要綱の定めるところによる。

## 第2 事業趣旨

本事業において実施する事業は、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業とし、酪農経営者及び肉用牛経営者等が連携し、地域の飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して行う、良質な飼料の生産を最大化する取組（以下「良質な飼料生産」という。）又は飼料を有機栽培する取組（以下「飼料の有機栽培」という。）を支援することを目的に、国が予算の範囲内において、交付金を交付する。

## 第3 事業の支援対象者及び参加要件

- 1 本事業の対象者は、以下の要件を全て満たす地域協議会（農業者の組織する団体を含む。以下同じ。）とする。
  - (1) 地域協議会の組織及び運営についての規約及び代表者を定め、運営を行うための事務局を設置していること。
  - (2) 事業の実施及び交付金の会計処理を適正に行うことができる体制を有していること。
  - (3) 地域協議会の会員は、酪農経営者、肉用牛経営者（生乳を生産しない乳用牛のみを飼養する経営者を含む。以下同じ。）又は酪農経営者若しくは肉用牛経営者で組織された飼料生産組織（以下「酪農・肉用牛経営者等」という。）を基本とし、取組の実施体制に応じて、市町村、農業者団体等が含まれていること。
  - (4) 地域協議会は、基本的な環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号）に定める、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実施していること。
- 2 地域協議会の会員のうち、事業に参加する酪農・肉用牛経営者等は、次の要件を全て満たすことが見込まれるものであること。
  - (1) 酪農経営者については、原則として事業実施年度に年間を通して自らが生産した生乳の出荷実績があること。ただし、新規就農等で事業実施年度の4月1日時点で生乳を出荷していない場合は、10月1日以降、継続して生乳の出荷実績があること。
  - (2) 肉用牛経営者については、原則として事業実施年度において、継続的に牛を飼養し、事業実施年度内に牛の出荷・販売実績があること。
  - (3) 飼料生産組織については、(1)又は(2)を満たす酪農経営者又は肉用牛経営者が直接の構成員となっている法人又は集団であって、以下の要件を満たしていること。
    - ア 法人にあつては、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有

適格法人であること。

イ 集団にあっては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、飼料生産作業の共同化を図り、共同化事項につき経理を一元化していること。

(ア) 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

(イ) 集団の運営及び構成員の役割に関する事項

(ウ) 集団の会計処理に関する事項

(4) 酪農・肉用牛経営者等は、事業実施年度において、以下のアに定める飼料作物作付延べ面積を、イに定める飼養頭数で除して得た面積が、ウに定める基準面積以上であること。

ア 飼料作物作付延べ面積

別添 1 に規定する飼料作物作付地において、事業実施年度に飼料作物が作付及び収穫される面積であり、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあっては、1作目の飼料作物作付面積に、2作目の飼料作物作付面積を加えた面積とする。

イ 飼養頭数

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 3 条第 1 項の牛個体識別台帳（以下「牛個体識別台帳」という。）に記録されている、事業実施年度の 4 月 1 日における以下の頭数をいう。ただし、新規就農等で事業実施年度の 4 月 1 日時点で牛を飼養していない場合は、事業実施年度の 9 月 30 日における以下の頭数とする。

① 酪農経営者

満 24 か月齢以上の乳用種の雌牛、満 7 か月齢以上の肉用種及び交雑種の牛

② 肉用牛経営者

満 7 か月齢以上の肉用種、交雑種及び乳用種の牛

ウ 基準面積

北海道においては 40 アール、都府県においては 10 アールとする。

(5) 酪農・肉用牛経営者等は、基本的な環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和 4 年農林水産省告示第 1412 号）に定める、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実施していること。

(6) 酪農・肉用牛経営者等は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この号において「契約」という。）の締結を継続していること。ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない場合及び自給飼料への転換等により配合飼料の利用を完全に中止している場合は、この限りではない。

(7) 酪農・肉用牛経営者等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

(8) 本事業の受益者が酪農経営者（沖縄県又は伊豆諸島は除く。）の場合、生乳需給安定のために必要な要件については、この要綱の定めによるほか、畜産局長が別に定めるところによる。

## 第4 支援対象の取組及び取組の実施方法

### 1 支援対象の取組

良質な飼料生産又は飼料の有機栽培を支援対象とする。両取組を同一の作付地において実施した場合は、どちらか一方を支援対象とする。

### 2 取組の実施方法

#### (1) 良質な飼料生産

地域協議会は、別添2に従い、飼料生産計画（別添9をいう。以下同じ。）を作成し、取組を実施すること。

#### (2) 飼料の有機栽培

地域協議会は、別添3に従い、有機栽培計画（別添12をいう。以下同じ。）を作成し、取組を実施すること。取組を実施する酪農・肉用牛経営者等は、飼料の有機栽培について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に規定する環境負荷低減事業活動計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定（以下「みどり認定」という）を受けていること。

## 第5 交付対象及び交付金単価

以下の交付対象面積及び交付金単価に従って、酪農・肉用牛経営者等毎に算出した金額の合計金額を地域協議会への交付金額とする。

### 1 交付対象面積

#### (1) 良質な飼料生産

飼料生産計画の対象であり、事業実施年度内に作付け及び収穫を行った飼料作物作付地の面積とする（0.1ha未満を切り捨て）。ただし、肉用牛経営者については、10ha以内とする。

#### (2) 飼料の有機栽培

有機栽培計画の対象であり、事業実施年度内に、有機栽培により作付け及び収穫を行った飼料作物作付地の面積とする（0.1ha未満を切り捨て）。ただし、同じ作付地に対する交付対象期間は最大3年間とする。

### 2 交付金単価

#### (1) 良質な飼料生産

150 ha以下の部分：15,000円/ha以内

150 haを超え300 ha以下の部分：15,000円/2.0ha以内

300 haを超える部分：15,000円/2.8ha以内

#### (2) 飼料の有機栽培

##### ア 牧草

150 ha以下の部分：15,000円/ha以内

150 haを超え300 ha以下の部分：15,000円/2.0ha以内

300 haを超える部分：15,000円/2.8ha以内

##### イ 青刈りとうもろこし、子実とうもろこし及びソルゴー（グラスタイプを除く）

150 ha以下の部分：45,000円/ha以内

150 haを超え300 ha以下の部分：45,000円/2.0ha以内

300 haを超える部分：45,000円/2.8ha以内

### 3 交付金の活用方法

- (1) 地域協議会は、交付金を酪農・肉用牛経営者等に配分するほか、飼料生産にかかる共同の取組や本事業の実施に係る経費に充当することができるものとする。
- (2) 地域協議会は、交付金の活用方法について、規約等に定めるものとする。

## 第6 事業の実施手続

### 1 参加要件の確認

- (1) 飼料生産計画及び有機栽培計画に参加する酪農・肉用牛経営者等（以下「計画参加者」という。）は、地域協議会に事業参加に係る確認書（別添4）を提出するものとする。
- (2) この事業の受益者となる酪農経営者は、生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート（別添5をいう。以下同じ。）を地域協議会に提出するものとする。また、地域協議会は、収集した生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシートを保管するとともに、生乳需給安定クロスコンプライアンスのチェックシートリスト（別添6をいう。以下同じ。）にまとめ、提出するものとする。
- (3) 地域協議会は、（1）及び（2）で提出された書類の内容を確認し、参加要件を満たしている酪農・肉用牛経営者等について、計画参加者情報（別添7をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

### 2 飼料生産計画の確認

- (1) 第4の2の（1）の取組を実施する地域協議会は、持続的生産強化対策事業推進費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）別表Ⅰの9に定める飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（以下「推進事業」という。）の実施主体（以下「推進事業実施主体」という。）のうち、推進事業のうちの地域推進事業の事業実施主体（以下「地域推進事業実施主体」という。）を経由して、又は直接、飼料生産計画の確認依頼書（別添8）に計画参加者情報及び飼料生産計画を添えて、都道府県に提出するものとする。
- (2) 都道府県は、（1）で提出された飼料生産計画の内容を確認し、妥当であると判断した場合は、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、地域協議会に別添10により確認結果を通知するものとする。

### 3 事業への参加申請

- (1) 酪農経営者が参加する地域協議会は、地方農政局等（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）が定める期日までに、事業参加申請書（別添11をいう。以下同じ。）に以下の①から⑦までの書類（以下「参加申請書類等」という。）を添えて、原則として地域推進事業実施主体を経由して、地方農政局等に提出するものとし、肉用牛経営者のみの地域協議会は、参加申請書類等（②を除く。）を添えて、原則として直接、地方農政局等に提出するものとする。ただし、以下の⑦の書類については、第4の2の（1）の取組を実施する場合に限り、添付するものとする。

①地域協議会の規約

②生乳需給安定クロスコンプライアンスのチェックシートリスト

③計画参加者情報

④飼料生産計画又は有機栽培計画

⑤飼料作物作付地情報（別添 13）

⑥「みどりチェック」チェックシート（別添 14 をいう。以下同じ。）

⑦都道府県からの確認結果通知（別添 10）

(2) 地方農政局等は、(1) で提出された参加申請書類等の内容を審査するとともに、計画参加者情報に記載された牛個体識別管理者について、牛個体識別全国データベースに登録されている飼養頭数情報を取得し、第 3 の 2 の (4) に定める要件を満たしていることを確認するものとする。

(3) 地方農政局等は、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、地域協議会に審査の結果を通知するものとする。

#### 4 計画の変更申請

(1) 参加申請書類等の内容に変更が生じた場合は、地域協議会は、地方農政局等に速やかに申し出て、地方農政局等の指示に従い、必要に応じて 2 の飼料生産計画の確認を再度行った上で、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、変更申請書（別添 15）を地方農政局等に提出するものとする。

(2) 地方農政局等は、3 の (2) に従い、変更内容を審査し、審査の結果を通知するものとする。

#### 5 交付申請及び交付決定

(1) 地域協議会は、計画参加者の取組実施状況を確認の上で作成した取組結果報告書（別添 16 をいう。以下同じ。）及び事業実施年度の取組状況を記載した「みどりチェック」チェックシートを交付申請書（別添 17 をいう。以下同じ。）に添えて、地方農政局等に提出するものとする。

(2) 地方農政局等は、(1) で提出された取組結果報告書及び交付申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、速やかに交付決定を行い、地域協議会に交付決定通知を発出した上で交付金を交付するものとする。

#### 6 手続の申請方法

本事業に係る手続については、酪農・肉用牛産地支援申請管理システム（以下「申請システム」という。）を利用して行うことを原則とし、1 から 5 までの手続において、別添 7、9 及び 11 から 17 までを使用した提出及び報告に関する手続については、申請システムを利用することで実施したものとみなす。

### 第 7 取組実施状況の確認

#### 1 推進事業実施主体による確認

(1) 地域協議会は、推進事業の実施主体（以下「推進事業実施主体」）による取組実施状況確認の対象となった場合は、推進事業実施主体の指示に従い、本事業の関係書類を提出し、取組状況を説明する等、確認に協力するものとする。

(2) 地域協議会は、推進事業実施主体から助言・指導を受けた場合は、適切に対応し、その結果を推進事業実施主体に報告するものとする。

#### 2 地方農政局等による確認

(1) 地方農政局等は、必要に応じて地域協議会の取組実施状況の確認を行い、必要に応じて助言・指導を行うものとする。

(2) 地域協議会は、地方農政局等から助言・指導を受けた場合は、適切に対応し、その結果を地方農政局等に報告するものとする。

#### 第8 関係書類等の保存期間

本事業の交付金の交付を受けた地域協議会は、本事業の参加申請及び交付申請の基礎となった証拠書類並びに交付金の活用に関する会計処理記録を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

#### 第9 交付決定の取消し

地方農政局等は、本事業の交付金の交付決定を受けた者が、①事業参加申請書又は交付申請書に事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請を行ったこと、②本事業の参加要件を満たしていないこと又は③取組が適切に実施されていないことが判明した場合には、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。また、これに加え、交付決定の取消しを受けた者に対し、翌年度以降の本事業への参加申請の不受理等の措置を講じることができるものとする。

#### 第10 交付金の返還

- 1 地方農政局等は、第9により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 1により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局等は、期限を指定してこれを督促するものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。

## 別添 1（第 3 関係）

### 飼料作物作付地

飼料作物作付地は、（１）の①から⑤までのいずれかに該当する農地又は採草放牧地であり、（２）に定める公的書類等により面積が確認できる土地とする。

#### （１）農地又は採草放牧地

- ① 酪農・肉用牛経営者等が所有する農地又は採草放牧地。
- ② 酪農・肉用牛経営者等に利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）が設定された農地又は採草放牧地（採草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。）であり、次のいずれかの条件を満たすものをいう。
  - （ア）農地法第 3 条に基づく農業委員会等の許可を受けた借入れ農用地
  - （イ）農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）によって利用権が設定された借入れ農用地
  - （ウ）河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと酪農・肉用牛経営者等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等（市町村等）が証明していること
- ③ その他、酪農・肉用牛経営者等が交わした貸借契約書に目的、受託面積、賃借当事者が明記されており、飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの。
- ④ 酪農・肉用牛経営者等が委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地であり、次に掲げる事項の全てを約した契約をしているもの。
  - （ア）受託者が基幹的な作業の全てを受託し、受託者自ら作業を行うこと
  - （イ）受託者が、その生産した飼料作物（所有権を委託者が有していると判断できるものをいう。）を委託者から買い取り、又は委託者から販売を受託して第三者に対し販売すること
  - （ウ）委託者が、受託者への販売による収入又は受託者に販売を委託して得た収入の一部を農作業及び販売の受託の対価とすること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする
- ⑤ 耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農・肉用牛経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地。

(2) 公的書類等

- ① 当該農地の取得または借入に係る農用地利用集積計画書（農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告されたもの）
- ② 農地法第3条の許可書
- ③ 土地登記簿
- ④ 土地課税台帳
- ⑤ 農業委員会で整理している農地基本台帳、賃貸借契約等登録台帳等の公的機関の書類
- ⑥ 実測等（土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、①から⑤までの書類で確認が出来ない場合）

別添2（第4の2の（1）関係）

「良質な飼料生産」の取組実施方法

1 飼料生産計画の作成

地域協議会は、以下の要件を満たす5か年の飼料生産計画を作成すること。

（1）基礎取組

飼料生産計画に参加する全ての酪農・肉用牛経営者等の作付地を対象として以下の取組を実施すること。

- ア 効果的な施肥及び土壌改良のための土壌分析や堆肥分析
- イ 良質な飼料を適切に調製・利用するための飼料の成分分析

（2）選択取組

ア 飼料生産計画に参加する全ての酪農・肉用牛経営者等が、表1の取組から2つ以上の取組を選択して実施すること。

イ 取組面積及び計画ポイント

表1に定める各取組の取組ポイントに取組面積の割合（%）（飼料生産計画の飼料作付面積に対する取組を実施した面積の割合）を乗じたものの合計を計画ポイントとし、各年の計画のポイント表2の基準ポイント以上かつ5か年で100ポイント以上となること。

表1 選択取組

	取組	取組内容	取組ポイント ※1
1	栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更	① 牧草を栽培していた土地で、優良な品種の牧草※2に変更	1
		② 牧草等を栽培していた土地で、新たに青刈りとうもろこし※2を栽培・収穫	10
		③ イネ科牧草等を栽培していた土地で、新たにマメ科牧草※2を栽培・収穫	10
2	早晩品種の組み合わせ栽培やマルチ栽培の導入	収穫適期を分散させるため、早生・中生・晩生品種等※2を組み合わせた栽培の導入、又は、地温維持による生育促進のため、青刈りとうもろこし等※2のマルチ栽培の導入	1
3	マメ科等の混播・	イネ科牧草を主体に栽培していた土	5

	追播の導入	地で、マメ科牧草の混播・追播 <sup>※3</sup>	
4	二毛作又は二期作の導入	① 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしと他の飼料作物を栽培・収穫	4
		② 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしを2回栽培・収穫	6
5	良質な二番草・三番草の生産	一番草又は二番草の収穫前後に適切な施肥等を実施した上で、適切なタイミングで二番草又は三番草の収穫 <sup>※3</sup>	1
6	適切な草地更新による地力の改善	植生分析や土壌分析に基づく計画的な草地更新 <sup>※3</sup>	3
7	集約放牧による牧草生産性向上	栄養価の高い短い草丈の牧草を効率的に利用するため、複数の牧区を短期間で転牧させる放牧管理 <sup>※3</sup>	3

※1 取組面積割合1%当たりのポイント

※2 都道府県がその地域に適した優良な品種として奨励・認定等をしている品種

※3 都道府県が示すマニュアル等に従い実施

表2 基準ポイント

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
15	35	55	75	100

## 2 取組の実施

- (1) 飼料生産計画に参加する酪農・肉用牛経営者等は、飼料生産計画に従い取組を実施し、実施内容を記録して保管すること。
- (2) 地域協議会は、(1)の記録内容を確認し、取組結果報告書を作成すること。

## 別添3（第4の2の（2）関係）

### 「飼料の有機栽培」の取組実施方法

#### 1 有機栽培計画の作成

地域協議会は、以下の有機栽培の要件を満たす有機栽培計画を作成すること。

##### （1）有機栽培の要件

ア 飼料の生産過程及びほ場管理において、有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。）の別表A.1の肥料及び土壌改良資材以外の肥料及び土壌改良材並びに別表B.1の農薬以外の農薬を使用していないこと。

ただし、化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、播種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（「有機農産物の日本農林規格」別表A.1又は別表B.1に掲げるものを除く）が使用されていないものを使用することは可能とする。

イ 周辺から有機農産物規格で定められた使用禁止資材（以下「使用禁止剤」という。）が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。

ウ 多年生の飼料作物にあっては、その最初の収穫前3年以上（転換期間）、使用禁止資材を使用していないほ場又は転換期間中のほ場であること。

多年生以外の飼料作物にあっては、播種又は植付け前2年以上の間（転換期間）、使用禁止資材を使用していないほ場又は転換期間中のほ場であること。

エ 有害動植物の防除を適切に実施していること。

オ 組換えDNA技術を利用しないこと。

カ 放射線照射を行わないこと。

#### 2 取組の実施

（1）有機栽培計画に参加する酪農・肉用牛経営者等は、有機栽培計画に従い取組を実施し、取組実施内容を記録して保管すること。

（2）地域協議会は、（1）の記録内容を確認し、取組結果報告書を作成すること。

**飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業  
参加に係る確認書**

1 事業参加に係る確認事項	チェック
(1) 計画参加者は、地域協議会等の飼料生産計画及び有機栽培計画に基づき取組を実施すること。	
(2) 計画参加者は、取組内容に変更が生じた場合は、速やかに地域協議会等に申し出ること。	
(3) 計画参加者は、参加要件及び取組実施に係る証拠書類又は証拠物を5年間保管するとともに、地域協議会等の求めに応じて提供すること。	
(4) 計画参加者は、4月1日時点（新規就農等で4月1日時点で牛を飼養していない場合は、9月30日時点）で飼養している牛について、（独）家畜改良センターに届けていること。	□
(5) 計画参加者は、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び推進事業実施主体による実施状況確認の対象となった場合は協力すること。	
(6) 酪農・肉用牛経営者等は、以下の要件を満たしていること。 (該当項目にチェック)	
ア 酪農経営者については、自らが生産した生乳を、事業実施年度に年間を通して出荷実績があること（新規就農等で事業年度の4月1日時点で生乳を出荷していない場合は、10月1日以降、生乳の出荷実績があること）。	□
イ 肉用牛経営者については、原則として事業実施年度において、継続的に牛を飼養し、事業実施年度内に牛の出荷・販売実績があること。	□
ウ 酪農経営者又は肉用牛経営者で組織された飼料生産組織は、上記のア又はイを満たす酪農経営者又は肉用牛経営者が直接の構成員となっており、	□
①法人については、農地所有適格法人であること。	□
②集団については、運営や会計処理等に関する規約を有するとともに、飼料生産作業を共同化し、経理を一元化していること。	□
(7) 配合飼料価格安定制度について、以下の要件を満たしていること。 (該当項目にチェック)	
①「配合飼料価格安定基金」の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続していること。	□
②事業実施年度の前年度に契約を締結していない又は自給飼料への転換等により配合飼料の利用を完全に中止していること。	□

## 2 個人情報の取扱いに関する同意事項

### 1. 個人情報の利用

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業（以下「本事業」という。）の申請手続きのために利用します。

### 2. 個人情報の第三者提供

- (1) 地域協議会等は、酪農・肉用牛経営者等から提出された個人情報を、本事業の申請手続きのために、農林水産省及び地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に提出します。
- (2) 農林水産省本省及び地方農政局等は、地域協議会等から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る交付金の交付事務のために利用します。
- (3) 農林水産省本省及び地方農政局等は、事業参加申込内容を確認するため、事業参加者の関係する地方自治体に、必要最小限の参加申込内容を提供します。
- (4) 農林水産省本省及び地方農政局等は、事業参加者の牛の飼養頭数を確認する目的で、独立行政法人家畜改良センターが管理する牛個体識別全国データベース情報<sup>(※)</sup>を利用するため、地域協議会等から提供された農家マスタ情報（管理者等コード番号、氏名、住所）を独立行政法人家畜改良センターに提出します。  

(※) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条に規定された牛個体識別台帳に記録された事項及びその関連する記録事項
- (5) 農林水産省及び地方農政局等は、事業参加申込者の配合飼料価格安定制度への加入状況を照会するため、申請者情報を関係機関に提供します。
- (6) 農林水産省本省及び地方農政局等は、本事業の取組実施状況の確認等を実施するため、計画参加者から提供された参加申込内容及び交付申請内容を、取組状況の確認を実施する推進事業実施主体に提供します。

私は、1の事項について確認し、2の事項について同意します。

年 月 日

(本人署名)

---

### 3 「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名		Ver.3.1	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	<input type="checkbox"/>
連絡先		報告時 (しました)	<input type="checkbox"/>

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	<b>環境関係法令の遵守等</b>	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
<input type="checkbox"/>	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
	<b>適正な施肥</b>	
<input type="checkbox"/>	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	<b>適正な防除</b>	
<input type="checkbox"/>	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
	<b>エネルギーの節減</b>	
<input type="checkbox"/>	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑯	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

## 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート

### 1 申請者（酪農経営体）の情報

ア 申請年月日	
イ 申請する補助事業名	
ウ 個体識別情報システムの農家コード （複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載）	
エ 申請者名（法人の場合は法人名を記載）	
オ 代表者の役職・氏名 （上記と同様の場合は省略可）	
カ 郵便番号	
キ 住所 （複数牧場がある場合には代表の住所を記載）	
ク 経産牛飼養頭数（令和 年 月末）	頭
ケ 別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の 右欄に掲げる月の全取引乳量 （令和 年 月分）	kg

別表：補助金の申請を行う月ごとの拠出金の実績の確認を行う期間及び全取引乳量を記入する対象となる月

補助事業の申請を行う月	対象期間	全取引乳量を記入する対象となる月
4月から6月まで	前年1月から前年12月まで	前年12月
7月から9月まで	前年4月から当年3月まで	当年3月
10月から12月まで	前年7月から当年6月まで	当年6月
1月から3月まで	前々年10月から前年9月まで	前年9月

注：令和8年1月から3月までに申請を行う場合には、令和7年10月分の全取引乳量を記入すること。

2 生産した生乳の取引先（チェックボックスにチェックしてください。）

コ  指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ  指定生乳生産者団体以外の事業者<sup>ニ</sup>に全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

（複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください）

シ
---

ス  自家加工等<sup>ニ</sup>に全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。

3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）

セ  畜産局長が認定した生乳需給安定化事業<sup>ニ</sup>に対して、当該事業を運営管理する認定運営団体等<sup>ニ</sup>が定める単価や抛出方法等に<sup>ニ</sup>従い、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる対象期間<sup>ニ</sup>の自らの全取引乳量（複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計）に応じた抛出金の納付を行いました。

※ 令和8年1月から3月までに申請を行う場合には令和7年10月。令和8年4月から12月までに申請を行う場合には令和7年10月から別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる全取引乳量を記入する対象となる月までの期間

ソ  以下の（1）～（3）の内容について、同意します。

（1）農林水産省や（独）農畜産業振興機構（同機構が実施する補助事業に限る。以下同じ。）、地方公共団体・団体・事業者<sup>ニ</sup>であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数が分かる資料、全ての取引乳量に基づき抛出金を納付していることが分かる伝票（乳代精算書、領収書、請求書等）を提出すること。

（2）農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること。
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲において本チェックシートで申告された情報を利用すること。
- ③ 生乳需給安定化事業を運営管理する認定運営団体等や当該認定運営団体等に抛出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体<sup>ニ</sup>に対して抛出金の納付実績の確認を目的として個人情報<sup>ニ</sup>を提供すること。

（3）生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うこと。



計画参加者情報

提出年度	
地域協議会名	
代表者名	
所在地	
参加者数	
総作付面積 (ha)	

参加者 番号	法人名/屋号	代表者氏名	経営区分 (注 1)	経営 分離 (注 1)	構成 員数 (注 2)	牛個体識別管理者情報 (農家マスタ情報) (注 3)			参加要件 (注 4)				取組内容 (注 5)	みどり 認定 (注 6)
						管理者番号 (管理者等コード 番号)	管理者名	所在地	生乳/牛の 出荷	みどり チェック	配合飼料 価格安定 制度	生乳需給 安定クロス コンプレ ティアン ス		
(例)	〇〇牧場	〇〇 〇〇	酪農経営	○		1234567890	□□ □□	〇県〇町〇番地	○	○	○	○		
1														
2														
3														
4														
5														

- 注 1 経営区分には、酪農経営又は肉用牛経営、飼料生産組織のいずれかを記載  
酪農経営及び肉用牛経営の両方を行っているが、経営を分離して参加する場合は、経営区分の右に○を記載
- 注 2 酪農・肉用牛経営者で組織された飼料生産組織として参加する場合、構成員である酪農・肉用牛経営者の数を記載
- 注 3 牛個体識別全国データベースに登録した情報を記載
- 注 4 I の第 2 の 2 の (1)、(2)、(5)、(6) 及び (8) に定める要件を満たしている場合は、○を記載
- 注 5 良質な飼料生産を実施する場合は、選択した取組名を記載  
飼料の有機栽培を実施する場合は、「有機」と記載
- 注 6 特定環境負荷低減事業活動実施計画 の認定 (みどり認定) を取得している場合は、○を記載

計画参加者情報 (酪農経営者又は肉用牛経営者で構成された飼料生産組織の構成員)

地域協議会名	
参加者番号	
飼料生産組織名	

構成員 番号	構成員 (法人名/屋号)	代表者氏名	経営区分 (注1)	経営 分離 (注1)	牛個体識別管理者情報 (農家マスタ情報) (注2)			参加要件 (注3)				取組内容 (注4)	みどり 認定 (注5)
					管理者番号 (管理者等コード番号)	管理者名	所在地	生乳/牛の 出荷	みどり チェック	配合飼料 価格安定 制度	生乳需給 安定クロス コンプライ アンス		
1													
2													
3													
4													
5													

- 注1 経営区分には、酪農経営又は肉用牛経営のいずれかを記載  
酪農経営及び肉用牛経営の両方を行っているが、経営を分離して参加する場合は、経営区分の右に○を記載
- 注2 牛個体識別全国データベースに登録した情報を記載
- 注3 第3の2の(1)、(2)、(5)、(6)及び(8)に定める要件を満たしている場合は、○を記載
- 注4 良質な飼料生産を実施する場合は、選択した取組名を記載  
飼料の有機栽培を実施する場合は、「有機」と記載
- 注5 飼料の有機栽培について、環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に規定する環境負荷低減事業活動計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定(みどり認定)を取得している場合は、○を記載

別添8（第6の2関係）

年 月 日

都道府県〇〇部〇〇課長 殿

（地域協議会名・代表者名）

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業  
飼料生産計画の確認（依頼）

持続的生産強化対策事業実施等要綱（令和8年4月7日付け7畜産第2572号農林水産事務次官  
依命通知）の第6の2の（1）の規定に基づき、飼料生産計画の内容について確認を依頼しま  
す。

記

1. 計画参加者情報
2. 飼料生産計画

飼料生産計画（5か年）

計画期間	年度 ～ 年度
提出年度	
地域協議会名	
代表者名	
所在地	
参加農家戸数	
総作付面積 (ha)	ア

基礎取組（注1）	
----------	--

選択取組		エ (ウ/ア×100)				具体的な取組方法 (注2)
		イ 取組 ポイント	ウ 取組面積 (ha)	エ 取組面積の 割合 (%)	イ×エ 計画 ポイント	
1	栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更	①牧草を栽培していた土地で、優良な品種の牧草に変更	1			
		② 牧草等を栽培していた土地で、新たに青刈りとうもろこしを栽培・収穫	10			
		③ イネ科牧草等を栽培していた土地で、新たにマメ科牧草を栽培・収穫	10			
2	早晩品種の組み合わせ栽培やマルチ栽培の導入	1				
3	マメ科等の混播・追播の導入	5				
4	二毛作又は二期作の導入	① 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしと他の飼料作物を栽培・収穫	4			
		② 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしを2回栽培・収穫	6			
5	良質な二番草・三番草の生産	1				
6	適切な草地更新による地力の改善	3				
7	集約放牧による牧草生産性向上	3				

注1 以下の基礎取組について、具体的な取組方法等を記載  
 ・良質な飼料の収量を向上させるため、土壌分析や堆肥分析に基づく、効果的な施肥及び土壌改良  
 ・良質な飼料を適切に生産・利用するための、飼料の成分分析に基づく飼料調製

注2 飼料作物の品種名、利用する都道府県のマニュアル名、その他具体的な取組方法等を記載



別添10（第6の2関係）

年 月 日

（地域協議会等名・代表者名） 殿

都道府県〇〇部〇〇課長

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業  
飼料生産計画の確認（結果）

持続的生産強化対策事業実施等要綱（令和8年4月7日付け7畜産第2572号農林水産事務次官

依命通知）の第6の2の（2）の規定に基づき、飼料生産計画の確認結果を通知します。

記

1. 確認結果

〇〇〇〇

別添11-①（第6の3関係）

年 月 日

（  
〇〇農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長  
） 殿

（地域協議会名・代表者氏名）

〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業  
参加申請書

持続的生産強化対策事業実施等要綱（令和8年4月7日付け7畜産第2572号農林水産事務次官依命通知）の第6の3の（1）に基づき、個人情報の取扱いに関する同意書及び下記関係書類を添えて参加申請します。

記

1. 地域協議会等規約
2. 生乳需給安定クロスコンプライアンスのチェックシートリスト  
（酪農経営者が参加する地域協議会に限る）
3. 計画参加者情報
4. 飼料生産計画、有機栽培計画
5. 飼料作物作付地情報
6. 「みどりチェック」チェックシート
7. 都道府県からの飼料生産計画の確認結果通知

## 個人情報の取扱いに関する同意書 （地域協議会用）

### 1. 個人情報の利用

農林水産省本省及び地方農政局等（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業の交付金を交付するために、事業参加申込者から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る交付金の交付事務のために利用します。

### 2. 個人情報の第三者提供

- (1) 農林水産省本省及び地方農政局等は、事業参加申込内容を確認するため、事業参加者の関係する地方自治体に、必要最小限の参加申込内容を提供します。
- (2) 農林水産省本省及び地方農政局等は、事業参加申込者の牛の飼養頭数を確認する目的で、独立行政法人家畜改良センターが管理する牛個体識別全国データベース情報<sup>(※)</sup>を利用するため、事業参加申込者から提供された農家マスタ情報（管理者等コード番号、管理者名、所在地）を独立行政法人家畜改良センターに提出します。

〔（※）牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条に規定された牛個体識別台帳に記録された事項及びその関連する記録事項〕

- (3) 農林水産省本省及び地方農政局等は、事業参加申込者の配合飼料価格安定制度への加入状況を照会するため、申請者情報を関係機関に提供します。
- (4) 農林水産省本省及び地方農政局等は、本事業の取組実施状況の確認等を実施するため、計画参加者から提供された参加申込内容及び交付申請内容を、取組状況の確認を実施する推進事業実施主体に提供します。

私は、1の事項について確認し、2の事項について同意します。

年 月 日

地域協議会代表者（本人署名）

---

**有機栽培計画**

実施年度	年度（○年日）
地域協議会名	
代表者名	
所在地	
参加農家戸数	

1. 取組面積

(1) 牧草

	飼料作物の種類	飼料作物の草種（品種）	作付面積（ha）
1			
2			
3			
4			
...			

(2) 青刈りとうもろこし等

	飼料作物の種類	飼料作物の草種（品種）	作付面積（ha）
1			
2			
3			
4			
...			

2. 取組・確認内容

	要件	取組及び確認方法（注1）
1	飼料の生産過程及びほ場管理において、「有機農産物の日本農林規格」の別表A. 1の肥料及び土壌改良資材以外の肥料及び土壌改良材並びに別表B. 1の農薬以外の農薬を使用しない。 化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合に該当するため、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、播種又は植付け後には場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（「有機農産物の日本農林規格」別表A. 1又は別表B. 1に掲げるものを除く）が使用されていないものを使用する。	
2	周辺から有機農産物規格で定められた使用禁止資材（以下「使用禁止剤」という。）が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じる。	
3	作付面積について、多年生の飼料作物にあっては、その最初の収穫前3年以上（転換期間）、使用禁止資材を使用していないほ場又は転換期間中のほ場である。	
4	有害動植物の防除を適切に実施する。	
5		
6	放射線照射を行わない。	

注1 計画参加者の取組内容や、地域協議会等による取組の確認方法について、具体的に記載

### 飼料作物作付地情報

計画参加者番号	
計画期間	年度 ～ 年度
実施年度	年度（○年目）
地域協議会名	
計画参加者名（法人名/屋号）	
代表者名	
作付面積（ha）	

	作付地（字・小字、番地）	飼料作物の種類・草種 （1作目）	飼料作物の種類・草種 （2作目）	作付面積 1作目 （アール）	作付面積 2作目 （アール）	飼料作物作付 地の種類	確認書類等の 名称	備考	取組内容 （注1）
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
...									
			計						

注1 良質な飼料生産を実施する場合は、選択取組名を記載  
飼料の有機栽培を実施する場合は、「有機」と記載

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		
住所		↓該当する方に○
連絡先		申請時 (します)
		報告時 (しました)

解説書

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。



チェック	<b>環境関係法令の遵守等</b>	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	<b>エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除</b>	
<input type="checkbox"/>	④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	
<input type="checkbox"/>	⑥	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑦	資源の再利用を検討

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別添15（第6の4関係）

年 月 日

（  
〇〇農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長  
） 殿

（地域協議会名・代表者氏名）

〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業  
変更申請書

持続的生産強化対策事業実施等要綱（令和8年4月7日付け7畜産第2572号農林水産事務次官依命通知）の第6の4の（1）に基づき、個人情報の取扱いに関する同意書及び下記関係書類を添えて変更申請します。

記

1. 地域協議会等規約
2. 生乳需給安定クロスコンプライアンスのチェックシートリスト  
（酪農経営者が参加する地域協議会に限る）
3. 計画参加者情報
4. 飼料生産計画、有機栽培計画
5. 飼料作物作付地情報
6. 「みどりチェック」チェックシート
7. 都道府県からの飼料生産計画の確認結果通知

注：変更のあった書類のみ記載、添付すること。

別添16（第6の5関係）

### 取組結果報告書

計画期間	年度 ～ 年度
実施年度	年度（○年目）
地域協議会名	
代表者名	
所在地	
参加農家戸数	
総作付面積（ha）	

（1）良質な飼料生産

	取組	5年目標		○年目実績		累計実績	
		取組面積の割合	計画ポイント	取組面積の割合	実施ポイント	取組面積の割合	実施ポイント
1	栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更						
2	早晩品種の組み合わせ栽培・マルチ栽培の導入						
3	マメ科等の混播・追播の導入						
4	二毛作又は二期作の導入						
5	良質な二番草・三番草の生産活用						
6	適切な草地更新による地力の改善						
7	集約放牧による牧草生産性向上						
	合計						

（3）基礎取組

計画通り実施

（2）飼料の有機栽培

	飼料作物	取組面積（ha）
1	牧草	
2	青刈りとうもろこし	
3	子実とうもろこし	
4	ソルゴー（グラスタイプを除く）	

別添17-①（第6の5関係）

年 月 日

（  
〇〇農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長  
） 殿

（地域協議会名・代表者氏名）

〇〇年度 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業  
交付申請書

持続的生産強化対策事業実施等要綱（令和8年4月7日付け7畜産第2572号農林水産事務次官依命通知）の第6の5の（1）に基づき、下記関係書類を添えて交付申請します。

記

1. 取組結果報告書
2. 「みどりチェック」チェックシート
3. 交付金交付先情報

交 付 金 交 付 先 情 報

事業参加申込者氏名	
フリガナ	
氏名又は法人、組織名	
フリガナ	
代表者氏名 (法人、組	

住所			
(〒	-	)	
	都	道	府
	県		
	市	区	町
		村	
電話	(	)	
FAX	(	)	
E-mail		@	

交付金振込口座	金融機関名(ゆうちょ銀行は除く。)		支店名	種 目					
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金			<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 組合勘定					
	口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)				<table border="1"> <tr> <th>融機関コー</th> <th>支店コード</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	融機関コー	支店コード		
	融機関コー	支店コード							
口座名義	フリガナ								
	漢字								
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》									
口座番号		記号	CD/再発行	番号(右詰めで記入)					
口座名義	フリガナ								
	漢字								

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。  
 上記の交付金振込口座の情報(口座番号、名義など)が分かる通帳のページやキャッシュカード等のコピーを添付してください。